

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第26号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2 万8,000円」を「2 万9,000円」に改める。

第 4 条第 2 項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。